

会議の概要（要旨）

1	会議名	平成23年度第2回習志野市住居表示審議会
2	開催日時	平成24年2月17日（金）午後2時から午後4時45分
3	開催場所	本庁舎5階A会議室
4	出席者	委員：谷岡委員（会長）、萩野谷委員（副会長）、宮内委員、猪熊委員、大場委員、小倉委員 事務局：志村総務部長、広瀬総務部次長、結城副参事、忍係長、仙田主事 傍聴者：15名
5	議題及び会議の概要	<p>【JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業に伴う住居表示の変更について】</p> <p>【事務局より】</p> <p>1. 住民説明会の結果報告（アンケート結果及び住民からの意見等報告） 2. 市長あての要望書4件を読み上げ報告</p> <p>【会長からの質問に対する事務局からの答弁】</p> <p>・住居表示に関する法律及び実施基準について、条項、条文の読み上げ。</p> <p>1. 町の名称について 会長：「住居表示に関する法律」や「住居表示の実施基準」では、町の名称についてどこに規定されているのか。 事務局：町の名称に関しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第5条第2項で、 「当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。」</li> <li>・実施基準第1の2の（1）で、 「できるだけ従来の町の名称（当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称を含む）に準拠して定めることを基本とすること。」</li> <li>・実施基準第1の2の（2）で、 今ほど述べた、「実施基準第1の2の（1）の基準により難しいときは、常用漢字を用いる等できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにすること。」となっている。</li> </ul> <p>2. 町の境界及び丁目の数 会長：「住居表示に関する法律」や「住居表示の実施基準」では、丁目を含む町の境界について、どこに規定されているのか。また、丁目の数に関する規定はあるのか。 事務局：町の境界に関しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第5条で、 「街区方式にすることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするよう努めなければならない。」</li> <li>・実施基準1の1の（1）で、 「町の境界は道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定められていること。」</li> </ul>

・実施基準1の1の(2)で、  
「町の形状は、その境界が複雑にいきんだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成されているものであること。」となっている。

事務局：丁目の数に関しては、

・実施基準1の2の(3)で、  
「丁目の数は、おおむね4・5丁目程度にとどめることが適当であること。」となっている。

### 3. 愛称について

会 長：住居表示上の町の名称とは別に、その地域の住民が「愛称」をつけることはできるのか。

また、町会や自治会の名称や区域は住居表示に拘束されることはないのか。

事務局：住居表示の町名とは別の愛称をつけることに関しては、特に問題はない。

事務局：町会や自治会の名称や区域に関しては、住居表示に拘束されることはない。

### 4. 街区割り及び街区符号

会 長：「住居表示に関する法律」や「住居表示の実施基準」では、街区割りや街区符号について、どのように規定されているのか。

事務局：街区割りに関しては、

・法第2条の1で、  
「区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域」

・実施基準1の3の(1)で、  
「街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によって定めるものとする。」となっている。

事務局：街区符号に関しては、

・法第2条の1で、  
「区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域につけられる符号」となっている。

### 【質疑等】

委 員：町の名称について、アンケートや要望書を見ると、「奏の杜にしてほしい」という意見もあったが、市はどのように考えているのか。

事務局：住民の意見は様々だが、区域内の住民の大半が「奏の杜」に町名を変更してほしいと要望していることから、住民の意思を尊重すれば町名変更も考えられる。(現況図面を使い「奏の杜」と考えた場合の区割りを説明)

委 員：そういうことなら、次回の審議会でもいいので、図面を提示してもらい、町名変更についても慎重審議すべきであると思うがどうか。

委 員：区域内のみを新たな区域とした場合、いきくみが生じることについてはどのように考えているのか。

事務局：(現況図面を使い説明) 道路による区分ではないが、区画整理の区域を決定した経緯や、区域外の住民の皆様への住所変更することによる負担などを考慮するとやむを得ないものと考えている。

委員：法令及び実施基準に照らすと前回了承した「谷津」案が一番良いのではないか。

事務局：住民説明会開催の結果を踏まえると新たな町名も考えられる。

委員：町名変更については、法令及び実施基準に合致するのか。

事務局：実施基準に照らしても町名変更は可能であると考えている。

委員：前回承認した区域変更案とすべきではないのか。審議会のあり方も問われてしまう。

委員：住民説明をした結果、市長からは何か指示はあったのか。

事務局：すでに、当審議会へ諮問していることから、住民説明会での、ご意見・ご要望を審議会へ報告し、ご審議をいただくようにと言われている。

委員：区域外の敷地が区域内の道路へ接道することにはならないのか。

事務局：基本的に区域内については、区画道路に敷地が接道しており、また、区域外の敷地については、既存の道路に接道している。

会長：緊急車両の到着時間短縮に影響はあるのか。

委員：通信指令システムを使用しているため、到着時間への影響はほとんどないと思われるが、住居表示がわかりやすいに越したことはない。

会長：郵便物の配達に影響はあるのか。

副会長：しばらくの間は、二つの住所を持つことになり、事務的にはやや大変にはなるが、町名変更した場合でも、特別混乱はないと考えている。

ただし、新たな郵便番号を付定することになると、準備が必要なため十分な準備期間をいただきたいことと、街区の序列制をしっかりとしていただければ特別問題はない。

会長：アンケートの住民の定義とはどの範囲か。

事務局：新たに住居表示を実施した際の関係住民とは、区域内と区域外の周辺住民も関係住民となり、本件は新たな住居表示実施ではないが準拠して関係住民の意見を徴したものである。

委員：法令及び実施基準にて、従来 of 名称に準拠するとしているため「谷津」が普通なのではないか。

事務局：行政が一方的に名称を変えるのは基本的に問題あるが、住民の意思を尊重しなければならないため、必ず従前の名称を引き継がなければならないというものではない。

委員：「奏の杜」は通称名で十分なのではないか。

事務局：国の基準もあるが、住民意思の考慮も必要であると考えている。

委員：「奏の杜」とした場合、町が分断されてしまうことになるがどう考えているのか。また、6, 7丁目は半分くらいになってしまうが、それでも6, 7丁目は残すつもりはあるのか。

事務局：やむを得ない部分はある。また、「谷津」という町名及び丁目が消えることはなく、区域外の変更も予定していない。

	<p>事務局：アンケートでは、「谷津8丁目」というご意見もあったようだが、こちらについてはいかがか。</p> <p>委員：いりくみがかかなり難しい。町名変更案を図面で提示してもらって審議すべきでないか。</p> <p>会長：よりわかりやすく「奏の杜」「谷津8丁目」のイメージを図面で説明してもらいたい。</p> <p>事務局：(現況図面を使い説明) 先ほど図面にて説明した「奏の杜」の区割りはあくまでも想定されるイメージであり正式な案でないことをご理解いただきたい。また、区域内をすべて8丁目とした場合には、街区数は80程度となる。</p> <p>会長：事務局と県市町村課で法令解釈の食い違いがあるようだが、どのように考えているのか。</p> <p>事務局：町名の定め方については、国の実施基準において「できるだけ従来の町の名前に準拠して定めることを基本とすること。」となっている。 行政側が一方的に新しい名称を付けてしまうと、それまでの町名に愛着をもっている住民からすれば不本意な場合があり、昔からの名称というのが一つの考え方だが、必ずしもこの基準でなければならないものではなく、これにより難しいときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならないとなっている。</p> <p>委員：実施基準がすべてではないと考えており、住民意見も考慮すべきではないか。</p> <p>事務局：実施基準にそぐわない部分もあり、判断材料として住民の方々の意向や要望などが大きなウェイトを占めているものと考えている。</p> <p>委員：県市町村課より指導助言はあるのか。</p> <p>事務局：詳細な助言指導はない。</p> <p>委員：課題を整理するため時間をいただき、再度審議会を開くべきであると考えているが。 (全員賛成)</p> <p>会長：それでは、改めて審議会を開催することとしたい。 日時は、2月28日(火)14時からとし、入札室にて開催する。 なお、傍聴定員は15名とする。 また、市のホームページに次回審議会の開催案内を掲載することとする。</p>
6 問い合わせ先	<p>所管課名：総務課                      電話番号：047(451)1151 内線 244</p>